

## はじめに

本研究の目的は、なぜヤングケアラーはケアをしない選択肢をとることが困難なのかを、ヤングケアラーとその家族の貧困に着目して検討することである。

はじめに、ケアの社会的分配に関して本研究における基本的な立場を示すことを通じて、ケアをしない選択肢という考え方について述べる。子どもを含むケアラーの問題を考える際にまず、より大きな文脈のなかでケアの社会的分配のあり方をも捉え、再検討すべきである。

第1に、ケアの公正な社会的分配を支持する。人間にとって不可欠なケアを私的領域に振り分けジェンダー化し主に女性に担わせてきた既存の社会構造を批判するとともに、ケアを免除されてきた男性や富裕層の特権を取り除きケアに参加することを求める。

第2に、劣悪なケア関係に個人を押しとどめる不正義に反対する。子どもや母親を含むあらゆる個人は、自身に対してひどい扱いをする家族員に依存する必要はなく、その家族員のつくる劣悪なケア関係にとどまる必要もないと考える。すなわち、劣悪なケア関係から退出したり距離を置いたりするといった「ケアをしない選択肢」をとってもよいと考える。本研究はケアをしない選択肢をひらくための中心的な段階の1つとして、終章にて後述する「生活のなかったケアの強制性」を解消することを求める。

このことは、とくに子どもにとって重要な意味をもつ。多少なりともケア関係を選ぶ余地をもつ多くの大人たちと異なり、子どもはケア関係を選ぶことが基本的にできない。例えば、ある家族員が子どもにひどい扱いをする場合であっても、ほとんどの場合家庭にとどまり、同居して生活し続けるをえず、ケアをしない選択肢をとることが困難である。このような問題意識から、本研究では18歳未満の子どもである狭義のヤングケアラーに焦点を当てる。

なお、本研究の提示する議論は、ケアの倫理に基づきケアに満ちた社会を推進しようとする議論 (Tronto 2013=2024 ; The Care Collective 2020=2021 ; 岡野 2024) と重なるところが大きく、それらの議論を補完する試みでもある。

上記第1の点を踏まえて、ケアをしない選択肢という考え方は、ケアそれ自体の意義や必要性を否定せず、またいかなるケア関係にも生涯にわたって全く参加しない個人を構造的に生み出すようなケアの不公正な社会的分配を支持しないことを断っておく。そして、上記第1の点に限らず第2の点についても、ケアに満ちた社会を推進する代表的な研究者のJ. Trontoは次のように述べており、容認するだろう。「誰であれ、自分が屈辱的だと思ふようなケアを受けることを強制されるべきではないのと同様に、よい社会であれば、例えば家族の構成員がケアを与えなくてはならないと私たちが主張することはないだろう」(Tronto 2013=2024 : 221)。

さらに補足すると、ケアをする—しないの二分法ではなく、何をどこまで担うかのスペクトラムとして理解できる。Trontoによる整理を参照すると、ケアには複数の局面があり、家事や介護、感情面のサポートなどのケアを提供すること (care giving) のほかに、ケアのニーズに気づくこと (caring about) やケア責任を引き受けること (care for) などを有する (Tronto 2013=2024)。ケアをしないとは、上記のような全ての局面における一切をしないことまでを理論上含みうるが、さしあたって家族の生活の組み立てを捉える本研究では、家事や介護、感情面のサポートなどのケアの提供から距離を置くことを主に想定する。

続いて、本研究の3つの特徴を挙げる。

第1に、問題設定である。詳細は後述するが、日本国内のヤングケアラーに関する政策や研究は、ケアを継続する子どもへの事後的な支援について主に議論してきた。一方で本研究では、ケアを継続する選択肢と同様に、ケアをしない選択肢をもひらくべきであると考え、上記の問いを検討する。より大きな文脈のなかに本研究を位置づけるならば、ケアの社会的分配のあり方をも捉え、再検討することにつながる。

第2に、分析の視点である。ヤングケアラー研究の成果を継承するというよりもむしろ、広く社会科学の研究で培われてきた貧困やケア、家族に関連するいくつかの主要な概念や要素を集約し、分析に取り入れる。貧困研究におけるR. ListerのエイジェンシーやS. Wallmanの資源に関する議論を念頭に置き(Lister 2021=2023; Wallman 1984=1996)、生活を組み立てたり維持したりする主体として子どもと家族を捉える。また、ケア研究におけるM. FinemanやE. Kittayの依存概念(Fineman 2004=2009; Kittay 1999=2010)や、バーゲニングに関するA. Senの協調的対立の概念(Sen 1990)を採用することで、子どもと家族の直面する制約とその経験を捉える。

第3に、分析に用いるデータである。大規模な量的調査である「北海道・札幌市子どもの生活実態調査」、子どもと同居しているケアラーへのインタビュー調査、子ども期にケアを担った者へのインタビュー調査によって得られる3つのデータを用いて分析を行う。データのあいだに直接的なつながりはないが、子どもとその家族の直面する貧困と制約を多角的に明らかにすることが可能である。

最後に、本書の章構成を示す。

序章では、日本国内のヤングケアラーに関する政策や研究が、ケアを継続する子どもへの事後的な支援について主に議論してきたことを述べる。議論の動向を批判的に検討したうえで、下記3つの一連の問いを立て、それぞれ研究課題とする。

すなわち、どのような世帯の経済状況のもとで子どもがケアを担うのか、家族がどのように生活を組み立てておりそのなかで子どもの担うケアがどのように位置づくのか、ケアをめぐる交渉において子どもがどのような制約に直面しておりとくに貧困下の生活でどのように制約を経験するのかという問いの検討を行うこととする。

第1章では、上記3つの問いのそれぞれについて、先行研究の整理を行う。ヤングケアラー研究に加えて貧困研究などの知見を参照する。有意義な先行研

究が見られるものの十分な議論が行われているとは言い難いことを示す。

第2章では、上記3つの問いを研究課題として改めて提示したうえで、分析の視点と研究方法を整理する。物質的・経済的資源の不足という意味での貧困に着目し、ケアをめぐる交渉のなかで生活を組み立てる主体として子どもと家族を捉えることとする。

第3章から第5章にかけて、3つの研究課題の検討をそれぞれ行う。

第3章では、第1の研究課題として、どのような世帯の経済状況のもとで子どもがケアを担うのかを検討する。「北海道・札幌市子どもの生活実態調査」データを分析し、ケアの状況などを概観したうえで、子どもがケアを担う世帯の経済状況を示していく。

第4章では、第2の研究課題として、家族がどのように生活を組み立てており、そのなかで子どもの担うケアがどのように位置づくのかを検討する。子どもと同居しているケアラーへのインタビュー調査から、生活の組み立てにおいて直面する不利や困難、ケアを社会化する社会資源の利用のしづらさ、そしてそのなかで子どもがケアを担い生活の維持を助けることを明らかにしていく。

第5章では、第3の研究課題として、ケアをめぐる交渉において子どもがどのような制約に直面しており、とくに貧困下の生活でどのように制約を経験するのかを検討する。子ども期にケアを担った者へのインタビュー調査から、利害の不一致と不均衡な権力関係、子どもの直面する制約、および貧困下の生活における制約の経験を明らかにしていく。

終章では、3つの研究課題の分析結果を整理し、なぜヤングケアラーはケアをしない選択肢をとることが困難なのかという問いに答えるなかで、「生活のかかったケアの強制性」という子どもの直面する制約を提示する。そのうえで、ケアをしない選択肢をひらくために何を考えるべきかを整理する。